

## 塩谷広域行政組合障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3の規定に基づき、塩谷広域行政組合における障害者活躍推進計画を策定します。

機関名	塩谷広域行政組合事務局
任命権者	管理者 花塚隆志
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
当組合における課題	当組合は、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、法定雇用障害者数は0であるため、障害者に限定した職員募集及び採用は行っていない。 また、現在、障害のある職員が在籍しておらず、今後採用の見込みもないため組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
①採用に関する目標	職員採用にあたっては、障害者を差別することなく、能力本位の選考を行う。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li><li>○ 新規採用職員が障害者であった場合及び職員に障害者が生じた場合は、相談窓口を設置し職員に周知する。</li><li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務（5人以上の障害者を雇用）が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li></ul>

<p>②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○ 採用及び募集を行うこととなった場合は、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> </ul> </li> </ul>